

島情管甲第638号  
平成29年12月26日

各所属長 殿

保存期間	5年
------	----

最終改正 平成30年3月16日

島根県警察本部長

島根県警察情報セキュリティ委員会運営要綱の制定について（例規通達）

島根県警察情報セキュリティ委員会の運営については、島根県警察情報セキュリティ委員会運営要領の制定について（平成19年7月30日島情管甲第1370号本部長例規通達。以下「旧例規通達」という。）により実施してきたところであるが、情報セキュリティをめぐる情勢の変化を踏まえ、別添のとおり「島根県警察情報セキュリティ委員会運営要綱」を定め、平成30年1月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規通達は、平成29年12月31日限り、その効力を失う。

## 別添

### 島根県警察情報セキュリティ委員会運営要綱

#### 1 趣旨

この要綱は、島根県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成17年島根県警察訓令第5号）第4条第3項の規定に基づき、島根県警察情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 任務

委員会の任務は、次に掲げる事項の審議とする。

- (1) 管理対象情報の分類及び対策の基準
- (2) 遵守事項に対する例外措置の適用の申請を審査するための手続
- (3) (1)及び(2)に定める事項の見直しを行う必要性の有無
- (4) 情報セキュリティ監査責任者の作成した年度情報セキュリティ監査計画
- (5) 島根県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査結果（以下「監査結果」という。）に基づく対策
- (6) 県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティが侵害された際の再発防止対策その他島根県警察における情報セキュリティに関する事項で、委員会委員長（以下「委員長」という。）が重要と認めるもの

#### 3 構成

- (1) 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- (2) 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

ア 警務部会計課長

イ 警務部情報管理課長（以下「情報管理課長」という。）

ウ 警務部警務課長

エ 生活安全部生活安全企画課長

オ 生活安全部生活環境課長

カ 刑事部刑事企画課長

キ 交通部交通企画課長

ク 警備部公安課長

#### 4 分科会

- (1) 委員会に、次に掲げる事項を調査審議させるため、分科会を置く。

ア 監査結果に基づく対策に関すること。

イ 県警察情報システム及び管理対象情報その他島根県警察における情報セキュリティに関する情報の収集及び整理に関すること。

- (2) 分科会に、分科会長を置き、情報管理課長をもって充てる。
- (3) 分科会は、委員長が指定する者をもって組織する。

#### 5 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて会議を招集し、その議事を主宰する。

- (2) 委員長に事故があるときは、情報管理課長がその職務を代理する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。
- (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、委員会及び分科会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 6 庶務

委員会及び分科会の庶務は、警務部情報管理課において処理する。